

(案)



岡 賃 審 第 号  
令和 4 年 9 月 16 日

岡 山 労 働 局 長  
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 西 田 和 弘

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 5 日付け岡労発基 0 7 0 5 第 4 号及び 8 月 2 日付け岡  
労発基 0 8 0 2 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会  
を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長  
から報告があったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づきそ  
のまま答申する。